

緊急一時保育 利用案内

緊急一時保育とは

保護者の病気や出産、ご家族の入院・看護などの理由で日中お子さまの保育ができなくなった際、区立保育園にて期間限定でお子さまをお預かりするサービスです。

一時的な保育サービスのため、長期間に及ぶ入院などの場合は、本サービスの利用中に他の保育手段を必ずお探し下さい。なお、同一年度内に同一理由でのご利用はできません。

また、下記利用要件を満たす場合のみご利用いただけます。該当されない場合は、私立認可保育所や小規模保育所が行っている「一時保育」などのご利用をご検討ください。

1 利用要件

緊急一時保育は、下記要件（1）～（4）を全て満たす場合にご利用いただけます。

- (1) 目黒区に住民票を有する児童
- (2) 生後57日から小学校就学前の健康な児童
- (3) 認可保育園等に入園していない児童
- (4) 保護者が次のいずれかに該当する場合
 - ①父母が病気や出産で入院又は自宅療養を必要とし、その間保育が困難と医師が認めたとき。
 - ②三親等以内の親族が入院し、その付き添い看護にあたるとき。
 - ③日中児童を保育していた保護者が死亡等で不在になったとき。
 - ④利用中の家庭福祉員が研修等を理由に保育にあたれず、他に預け先が見つからないとき。
 - ⑤その他災害等による復旧作業にあたるとき。

2 保育期間及び休園日

- (1) 保育期間 1 利用要件（1）～（4）を満たす期間（2か月間を限度にご提出された入院計画書及び診断書に基づき利用期間を確定します。ただし、出産の場合は出産のために入院する日から退院後の利用期間を含めて2週間を限度とします。）
- (2) 休園日 日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

3 利用時間及び利用料金

保育時間		1日の利用料金	利用料金は、後日お送りする納付書にて、必ず納期限までに金融機関でお支払いください。
通常	8：30～17：00	1,200円	
特例 (4ヶ月以上児)	7：15～18：15		

※ 実際の保育時間は、上記の時間の範囲内で保護者や家庭の状況を考慮して決定します。

※ 家庭福祉員が保育にあたれないことを理由に利用したときは、申請により利用料金を免除します。
※ 保育の必要性の要件確認を受けた3歳児クラスから5歳児クラスの児童の利用料金（原則、月額37,000円が上限）及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの児童の利用料金（原則、月額42,000円が上限）は無償化とします。ただし、別途、父母の『保育を必要とするごことを証明する書類』の提出が必要です。

4 利用定員

保育園1園につき1人

（ただし、兄弟姉妹同時の利用希望があった場合は、園の状況に応じて対応いたします。）

5 申請方法等

事前にお電話でお問い合わせの上、区役所保育課に申請してください。

(1) 申請受付期間

利用希望日の**1か月前**から

(2) 申請受付場所

目黒区総合庁舎2階 保育課保育施設利用係

(3) 申請書類

①緊急一時保育利用申請書

②利用の必要性を証明する要件確認書類

要件	要件確認書類
出産	出産予定のお子様の 母子手帳 （※1） 出産後に出生届、出生証明書の写し又は出生届出済証明の部分 の写し等の提出が必要
父母の疾病（自宅療養）	「療養期間」「保育不可」が明記された 診断書 （※2）
父母の疾病（入院）	入院期間及び入院開始日が明記された 診断書 又は 入院計画書 （※3）
兄弟の看護（入院） 三親等以内の親族の 看護（入院）	ア入院期間及び入院開始日が明記された 診断書 又は 入院計画書 （※3） イ病棟に乳幼児が立ち入れない旨の記載があるパンフレット等 (医師の一筆でも可)

（※1）申請時には利用期間を母子手帳に記載のある出産予定日から暫定的に2週間とします。その後、出生
届等をご提出いただくことで実際の利用期間を確定します。実際の利用期間は「出産のために入院する日
から退院後の期間を含めて2週間以内」です。

（※2）保育が困難等の内容が明記されていない場合、受付ができないことや取直し等が必要な場合がありま
すのでご注意ください。

（※3）やむを得ず提出できない場合、取り急ぎ本人が入院予定であることがわかる書類（入院予約表など）
をご提出ください。その場合、入院期間が明記された書類を追加提出していただくことで、実際の利用期
間が確定します。

③その他、状況により必要な書類

(4) 申請手続完了後の面談等について

申請手続き完了後、利用内定園にて面談及び健康診断を受けていただきます。健康で集団生活
が可能であれば、面談を行った保育園で保育を開始します。

なお、面談時には健康保険証及び乳幼児医療証、利用児童の母子手帳をご持参ください。

(5) その他

緊急一時保育利用時間中のけが等については、保育園の加入している保険では補償されません
ので、あらかじめご了承ください。

《問い合わせ先》

〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区子育て支援部保育課保育施設利用係

電話 5722-9868~9 (直通)